

日本へ入国できない留学生への対応（Q&A）

※日本国内にいる留学生は「面接（対面）授業の受講に対して基礎疾患を有する学生等の対応について」を確認してください。

【授業配慮申請について】

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で日本へのフライトが高額になっており、払えないため入国できません。

A. 申請書内(3. その他)に詳細な理由を記載し申請してください。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、経済的な理由で今すぐ日本へ行くことができません。

A. 申請書内(3. その他)に詳細な理由を記載し申請してください。

Q. ビザとフライトが取れ次第、日本に行きたいですが、途中から面接授業を受講できますか。

A. 日本に到着したら面接授業を受講してください。また受講できるようになったら、その旨を担当教員へ連絡してください。

Q. 授業配慮申請書の保証人氏名欄には、誰が署名すればよいですか。

A. 日本にいない留学生の場合は、保護者が署名をしてください。（この場合、捺印は不要です。）日本にいる留学生の場合、保証人が署名してください。日本にいる留学生で、保証人の免除を申請している学生については、保証人氏名欄の署名は不要ですので、保証人免除を申請していることを署名欄に記載してください。

【査証（ビザ）について】

Q. 日本入国に際して、留学ビザは申請しておいた方がよいですか。

A. ビザ申請を行う必要がありますので早急に申請の手続きをすすめてください。ただし、授業配慮の対象となる理由により入国を控える場合には、授業配慮申請書を提出してください。

Q. 大学から在留資格認定証明書（COE）を受け取りましたが、日本に入国できない場合はどうすればよいですか。

A. 在留資格認定証明書（COE）の発行日から 3 カ月以内に入国できない場合には、国際センターのメールアドレスまで連絡をしてください。

Q. 日本に入国したら、大学に報告をする必要がありますか。その他大学に対してすることはありますか。

A. 日本に入国したら、国際センターのメールアドレスまで連絡をしてください。その際に、在留カードの表と裏の写真もしくは PDF を併せて提出してください。写真または PDF にはパスワードをかけてください。